

16林政経第115号

平成16年11月19日

各都道府県特用林産担当部長 殿

農林水産省消費・安全局農産安全管理課長

農林水産省林野庁経営課長

急性の脳症を疑う事案の発生について

スギヒラタケの摂取について、平成16年10月25日付け16林政経第115号により通知したところですが、別添のとおり厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長から平成16年11月19日付けで各都道府県等衛生主管部局長あてに再度通知が発出されたので、食用の特用林産物の関係機関、団体及び関係者に周知方よろしくお願いします。

食安監発第 1119001 号

平成 16 年 11 月 19 日

〔都 道 府 県〕
〔保健所設置市〕 衛生主管(部)局長 殿
〔特 別 区〕

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長

急性の脳症を疑う事案の発生について

標記については、平成 16 年 10 月 22 日付け健疾第 1022005 号、食安監発第 1022003 号により、スギヒラタケについて腎機能の低下している方への安全性が確認されるまでの間、これらの方々に対しスギヒラタケの摂取を控えるよう注意喚起をお願いしたところですが、今般、新潟県から公表された急性脳症を疑う死亡例について照会したところ、腎機能障害の有無が不明であることがわかりました（スギヒラタケを発症 3 日前に摂食）。

つきましては、現在、急性の脳症を疑う事案についてスギヒラタケの摂食との関係に限らず広く原因究明のための調査に努めているところであり、原因が究明されるまでの間、念のため、腎機能の低下していない方も含めた一般の方に対し、スギヒラタケの摂取を見合わせるよう注意喚起をお願いします。

16林政経第115号
平成16年10月25日

各都道府県特用林産担当部長 殿

農林水産省消費・安全局農産安全管理課長
農林水産省林野庁経営課長

急性の脳症を疑う事案の発生について

スギヒラタケの摂取について、別添のとおり厚生労働省健康局疾病対策課長及び同省医薬食品局食品安全部監視安全課長から、平成16年10月22日付けで各都道府県等担当部局長あてに通知が発出されたので、食用の特用林産物の関係機関、団体及び関係者に周知方よろしくお願いします。

また、スギヒラタケは、地域によっては、スギカノカ、スギカヌカ、スギモダシ、スギミミ及びスギナバといった名前と呼ばれていることから、各地域での呼び名を確認し地域の関係者に周知するとともに、この時期は天然きのこの主要な発生時期となっているので、スギヒラタケの見分け方の周知及び採取されたきのこの判別に配慮をお願いします。